

農務省  
農商部  
圖書  
第一  
共

農務省  
農商部  
圖書  
第一  
共

內閣文庫  
和書  
二五八  
二二八  
二二八  
二二八

內閣文庫  
和書  
二五八  
二二八  
二二八  
二二八

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 ( 1 )
函號	212 17

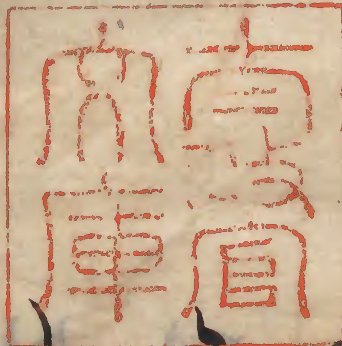
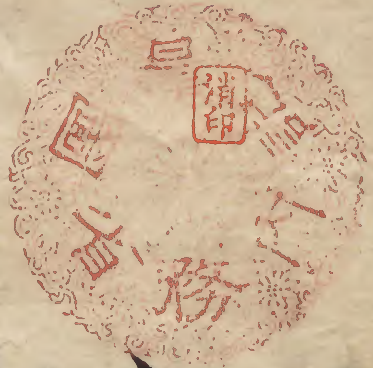




伊勢平藏貞丈先生著述

貞丈雜記 第一帙

東都書林 文溪堂發行



貞丈雜記序

老書のわが我る社父伊勢平藏

貞丈の晩年の編纂

しるしをなす書少子孫傳出

かゝるはなと未だの事し

とてしるす年月と未だ

しるしの事なる事及困先大

雜記序





此書其の如く千賀を去れば  
珠のりつて人得くおもひを  
らしし情事哉遂に之を携  
来て持り元在同志は持  
きはしむる事ありあの  
ふんこにたあるが為にあ  
つたより免格なく印二の自  
志から至るあはれ御親守  
本より出仕授事し之を持  
行はゆる事あり

天保十三年六月音 伊勢守大郎貞友撰

原 春城謹書



貞丈雜記序

抑々の安齋先生武家故實の有識者  
一々あまねく世人の知るところに  
亦と何れもいふ事なく此河合著述  
ありしもの百をこゝに採りて  
し書に先生が年一軍有九リ  
筆も亦こゝに生涯の事記也かねて  
あり其のよしは理子記より  
し雜記の秋子孫家傳の古書と  
便に



まねのり又人子あま同くねん時よ  
此書のためけりまねのりともありめ  
ありあへり願き加へり何んか  
ふまへ也子孫中一清書一うり  
改め改書とる本文の年か  
この古曆十三年癸未の正月十日あり  
かよへり也一日の月か  
まねのり我々の何んか  
まねのりか  
まねのり

清書  
之也

又云一書とあるは記さるべき事なり一

伊勢平親貞文

貞春先生の記しを子孫に  
草葉本のみは侍寫とあり  
此れは河野氏の記しなり







雜記

官許天保十五年四月岡田鼎藏板

*[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*

貞丈雜記

惣目錄

卷之一

禮法之部

祝儀之部

卷之二

人品之部

人物之部

人名之部

雜記一



卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

装束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷之十

雜記一

目二



卷之十一

弓矢之部

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

馬具之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一

目三



諸結之部

凶事之部

雜事之部

書籍之部

惣目錄終

貞丈雜記卷之一上

禮法之部目錄

一 天下禮法之事

一 禮節之事

一 扇を物を戴

一 扇の扱古今相違

一 進退

一 蹲踞

一 左膝立ル故實

一 伊勢流之事

一 扇之沙汰

一 扇を笥に取

一 ち付寄と云事

一 式退

一 送足

一 古ハ禮を專と云



- 一 足ありの禮あり
- 一 膝行
- 一 武家禮法乃書の事
- 一 目禮
- 一 つめおりの事
- 一 三足の器
- 一 細川流之事
- 一 ぶあつげの事
- 一 手履斗之事
- 一 役より従ふ時禮あり
- 一 一ツらんびの事
- 一 行列鎧長刀の事
- 一 陪臣猿樂御目見
- 一 平伏
- 一 せめり馬の禮あり
- 一 庭上乃禮
- 一 禮儀指南
- 一 大名の内乃者
- 一 猿樂田樂御目見
- 一 沓乃禮

- 一 三儀一統乃事
- 一 書札禮之事
- 一 習禮
- 一 御成と云事
- 一 拍手事
- 一 腰卷取扱
- 一 祝儀之部目録
- 一 祝と云事
- 一 婚禮輿舁出車
- 一 床盃之事
- 一 諸禮と云事
- 一 諸禮家之事
- 一 故實と云事
- 一 物乃喰様之事
- 一 天のさゝり手
- 一 左右膝立居乃事
- 一 婚禮悪魔さくひの事
- 一 三ツ目の餅之事
- 一 祝儀進物之事



- 一 四の字を忌む事
- 一 一たのみ之事
- 一 元服之事
- 一 女乃元服之事
- 一 髪置之事
- 一 男子髪置
- 一 袴着之事
- 一 鉄醬附り名之事
- 一 結納之事
- 一 椀飯之事
- 一 公家衆元服之事
- 一 ぬりきき之事
- 一 かり元服之事
- 一 帯おを祝
- 一 女乃袴着

貞丈雜記卷之一

禮法之部

一天下の禮法ハ上古ハ天子ト聖人ト定め出さるる天下の人々  
 此禮法を守り一也鎌倉將軍頼朝々々より武家乃威  
 勢強ら公家武家ト二ツハ召くれ公家乃公家の禮法  
 を守る武家乃武家の禮法あり京都將軍義満々の時  
 より武家の禮法盛ん傳りて公家の外地下の者こ

伊勢貞友 同  
 千賀春城 校  
 岡田光大 門人







扇編編多ト宮中ニ  
持りて今世ト云々  
人の前ノ中ト云々  
さういふ事ト云々  
の故実ニ叶ハリ

扇ハ身ノ真中ニ有  
ルヤウニ持テ我身  
ノヒズミヲ直スベ  
キ為ノ定矩ナリ又  
君ノ仰ヲ忘レヌ為  
ニ書キ付テ我妻園

ス一キ支ヲ書出仕  
スル支モアリシ也  
扇紙トテ右ノ書付  
ノ紙ノ押シヤウ公  
家ニ習アリトフ江  
家次ガト云書ニモ  
見タリ

はさへて退くものもあつる配膳ハイゼンもさうして不苦也はさ  
ども世なる今ハ法カゆきぬものありハ世ヲ随ツふ一

一扇ヲ物ヲ載ノセて人々を以テ扇川ニナカハキ記ニ云扇ヲ物ヲ持てて

上ノ時ニすすハ表ヲ走ルハバウあめを笑人の方へあ

中ハ表裏表と走りゆくあつる麻の目の方を我持てて先を

走人へ系ヒ也とあり裏表と定ハふられども表の方を走

つるハ能也軍陣グンザの時ハ表ハ日輪ニチリンを書つる扇ハ日輪を標

りてつるハ物ヲ持てて也

一扇ヲあやふまゝとつるハ公家マデハ禮儀を以テ物知リ

さうして時ハ左右のあやふ物ヲ持ててあやふ人中の返り

お持て禮儀を以てさうして也是禮之武家ハ物知持ざるハ扇ヲ  
持てぬは持て礼儀を以てさうして古の礼也年中諸大名ハ以成  
記ニ云扇ヲりげはあやふ不ほは意儀あがふ近代ハ以有  
本物もる不及は非物也あやふの代のか也さうして公家方ハ  
ハ扇對面の時にもつるあやふ持てて系也武家方ハ以  
限りハ前へ持るあやふ覺悟せり腰はさうして自由緩  
急イの儀ハ非物然と云扇あやふハ以成ハ一しれはる我  
云曾我物語卷ハ云扇あやふハ以成ハ一しれはる我  
の十高取ハ入のう一父さういものうけあつり以違のこめ  
あやふはさういれはるハ以外者我物語の内也











茶ノ使徒  
 茶ニ云先  
 人ノ付  
 中ノ  
 長イ  
 長イ

中々々々川ノ邊に上座をうけし跡中一ノ物を持て来  
 る也此ノ邊をむして山のあふふありしと云ふ也

一古ハ美人の御前ニ御儀ありしハ左のむぎを立右のひしを  
 御前ニ置しと云ふ也宗五一冊後書ニ云人々お伴の事美人  
 の前ありしむぎを左の方を立右のむぎを立し物の時ハ  
 立右ありしむぎを左の方を立右のむぎを立し物の時ハ  
 人の前ありしむぎを立右のむぎを立し物の時ハ右のむぎを立し也  
 茶ノ圖書酌茶祀等あり今ノ世よりハ右のむぎを立し物  
 其れノ極ニむぎ也古ハ右のむぎを立し物也

一古ハ豊ノめしと云ふ人ハ行あり又ハ人の犬遊物坐想座

此大的小的あり時々場而也遠近あり時又ハ野山  
 あり幕ありお打身ありと云ふありしを遊る時又ハ神社佛  
 の前を遊る時又ハ職ありの門前を遊る時又ハ川ノ  
 橋あり人の前を遊る時又橋を渡る人物川ノ  
 行ありし時何をも向の人ハ我前ノ人ありしと必下  
 馬して通る也下馬を重ハ向の人より使を重しとめ  
 れしとれを重しと云ふ也人のせめるもの下しと通  
 る也せむしと云ふハれ候ありしと云ふ古法ありしと  
 人ハ人の後ハせむしと云ふも此れハありしと云ふの  
 後今ハ後ノ人ありしと云ふも此れハありしと云ふ也



藤行三度事至海云  
安元二年二月廿五  
日酉刻着東帶藤行  
三度先左次右次左  
合三藤但最末未引  
寄右藤肩左藤也

一 雜記にありあはれ候一人の髪皮を度しゆも  
通る時ありあはれ候事也あり是を以て考ふるも  
髪皮を度しゆ候一人の髪を度するは茶履帯ありを  
ぬきて通る事なり是れ也  
一 只人ばあありあはれ候事なり酌弄記にあり候事なりわ  
らんははらり候事なり又あり候事なり候事なり候事なり  
り候事なり候事なり

一 藤行とてありあはれ候事なり又あり候事なり  
の向ふに進み出るも退きも向ふ進み出るも進み  
退きも進み出るも退きも向ふ進み出るも進み  
退きも進み出るも退きも向ふ進み出るも進み

公方極に長刀を拵  
せらる也也私に拵  
せらる也

つらひも候事なり又あり候事なり  
之も進み出るも退きも向ふ進み出るも進み  
退きも進み出るも退きも向ふ進み出るも進み  
退きも進み出るも退きも向ふ進み出るも進み

一 古ハ式正の行列は、藤長刀の敷持も、のち、旅行など  
の時ハ拵せし也信長秀吉の時代より常々持するのみ成  
り候事なり寛文中の比近ハ拵持するの口元ありの敷途中  
あり候事なり皆ほらに候事なり候事なり候事なり  
物候也近年ハ立をさうりあり候事なり候事なり候事なり  
する也下部の者あり候事なり候事なり候事なり

一 義備公定のあり候事なり武家禮法の書ハ徳仁の礼あり候事なり



うせーと也タウシヤウグ道照愚草サウ之殿中之礼亦并诸人ニマツカヒ宜其事

勿論若より此以法度隆ホウ其礼以礼定ホウ法例ハ

康苑院殿柳の御代コクワン以修教シテ礼定コ礼为御物殿中不

出の御式目ハ應仁一乱フシ紛失シ以法常キウ汲古キウ礼作キウ也

とあり負イ役サも同前物イ禮サ中イる由イ負遠イ河イ並イく内イ立

くイく

一 京都將軍家へ諸家の陪バイ目イ猿樂レン田樂デン等御自ガク名ガクの時

御殿へ上イ事イあり御對面所イ乃イ以イ庭イの志イすイふイく

こまりく御目イよりイもイ也イ東山殿イ羊イ中行イ事イ羊イ中イ恒

例記レイありイをイ見イてイ知イるイべイし

一 目禮モクとイる人イをイ見イて物イをイいイまイずイるイ所イもイて礼イをイすイ也

一 平伏ヘイとイるハイ両イ手イをイつイきイ頭イをイさイげイてイ世イありイて礼イをイすイ也

達幸故冥抄云平伏作法車長觀二年二月十七日初年穀奉幣上  
御右大目被参入之間予平伏令居定給之後予又居直云々

一 法イ見イてイきイとイるハイのイ儀イよりイのイ事イ也イ美人イのイ以イ前イ之イ膳

をイさイくイ外イ何イよりイもイ持イ来イしイて退イくイ時イ立イつイ前イ左イり

右イへイきイまイすイとイもイをイ引イきイまイりイてイ扱イ立イつイをイさイすイ也イ撰イ

とも云今川大草紙云弓征矢を事扱イをイ所イもイて

也イあイるイとイるイ也イ又イむイるイをイさイすイるイのイあイれイもイ傳イ射

ハイのイあイるイとイるイ也イもイ也イ

一 世イもイとイるイハイれイ儀イありイとイるイ人イのイ對イしイてイ下イすイせイぬイ物

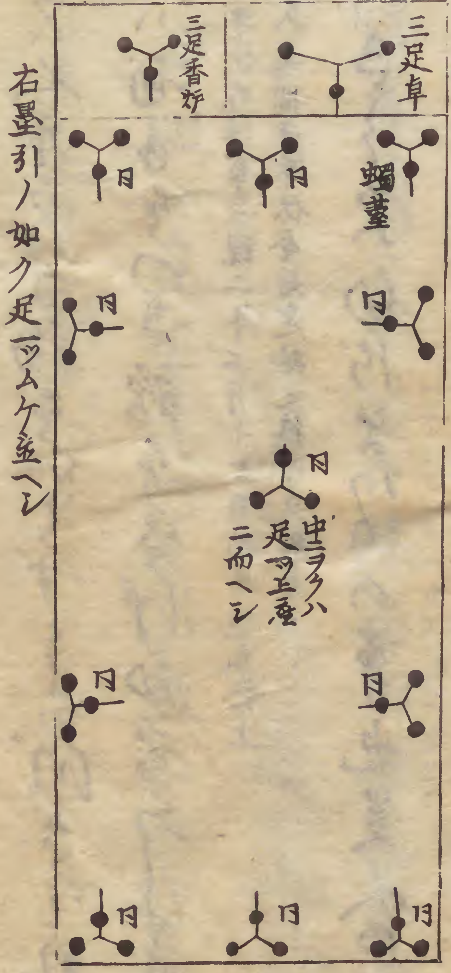
三 中口傳云大外記  
大夫遇大目下車平  
伏

誓真圖書條云ハ  
さびや百二なる處  
を發へしハ右ハ  
一ツを能くぬれたま  
んといふやよるの  
るん左へ返ハ右  
ののさよあをさへ  
いひさす板尾をハ  
ひきさす返ハ一板  
返ハ八たのひさを  
ひき同左のひさを  
ひきさす返ハ一板  
返ハ一板ハ傳也



也人のふるせむるあつりをもるもつる海村ハ下るし  
 通る也せむる人ハ下るせずしつせむるあつり  
 うりふ也奉公豊悟記カクゴ外旧記よりうり豊古礼  
 あり今村ハうりもあつり一庭家ハ礼法あり  
 一之庭の懸ハ只一ツ人の方ハむる也女儀ハ遠く人  
 也あるか左ハ馬を記スきよりリヤウケン

床ノ上床ノ前ニ  
 五クハ足一ツ下座  
 一ハ向レハ足一ツ  
 入ノ方前フ座  
 ノ左右並クハ足  
 一ツ座ハ中ハ向  
 レハ客人エ向フ  
 下座ニツクハ上  
 座ハ足一ツ向レ  
 ハ客人ニ向フ



右墨引ノ如ク足一ツムケ並レ

小笠原ハ弓馬ノ  
 家室町將軍ノ所  
 御籠也弓馬ノ事  
 ハ小笠原ヲ本ト  
 ス座ハ進退酌  
 ハイセシ元服婚  
 礼ノ法式ハ彼家  
 ノ私ノ家風也將  
 軍ノ家法ヲ傳ヘ  
 タルニハアラズ  
 細川流ナドハ云  
 モ皆私ノ家風ナ

右ハ座補ハ並くも家也三足香爐コウロ燭臺ハ渡一ツ是乃  
 並置あり人の高ハ並くも是一ツ人の高ハむけ並レ  
 一庭上ノ礼又ハ庭ノ礼ハ事旧記あり是ハ客人を奉レ  
 庭中より送り出るも是也一ツハ玄關よりハ所あり客  
 人車ヲ對面ハの座入レテ座敷ハ上ハ之礼ハ庭ノ礼ナ  
 也主人をハ縁を和レテ庭中より送る也

一我家の故実ハ細川流ト云信儀あり細川殿の私ノ家風  
 ある一系都將軍の殿中の故実ト云遠く事存レ  
 条々圖書より方極より禁裏極御座上ノ目録ハ大高  
 だん一枚より管領の御母より方極系ハ折紙大



ルベレ公方ノ礼  
法ニハアラス

高だん一一枚まふ又細川政よりを上の目録同前彼  
以一人の跡りぬ長ふ又三陽具只ある一つわきつて知中畧

細川政家一人一つ持来いふぬ長うつぬぬぬぬ  
一人は礼儀作法を指南する者ハ我うも持を清しみ礼儀を  
叩くすべし我うも不禮不義しつて人乃指南ハ叶ふ  
ふん是伊勢も代々此家法あり

一賊き身とて貴人をおそれぬやまざる人を侮つて心  
あき人せとめぬ者ありは罪ありそをせられ義ある人の  
あまのけ者之を人なぶつぬやまざるをせられす  
也我怒得の高ふやまざるをせられす

むうも也武士のまきしき事あり美人をうやほふぬ  
ふひよあすれ也

一大名の内乃者 公方此御家臣をうやまふ事おそれ人  
をうやまふハあす 公方の御威勢を恐るやまひ  
る也此ゆ大禄をぬる大名の内乃者が小禄をぬ  
公方此御家臣をうあふどりうやまざるハ公儀を恐  
むざるゆい小者也御馬御禮等々 公方の御物ゴモツを人恐  
れず會エ親シヤク也すうや公方の御人をばおれぬ  
海ウミき事也又御家臣をう者ハ多し小禄ありぬも  
大名此内の者あふよまひかむしすすをひうぬ







礼と云ハ田樂猿乐之等の者あるに由りてあるに  
あつてはよりおもしろいあり左の書はねがきて礼をす  
事ありきをうらむ川内礼と云也但し其が実ありき  
おれは法にありすおもしろいあり左の書はねがき  
云々 てふよりおもしろいありき

常ハ猿樂田樂云々下す也

一鹿苑院義満將軍御代小笠原兵庫助長秀今川左  
京大夫氏頼伊勢武藏守満忠 或ハ忠トアリ 此二人は伊勢付て天下  
の礼法の書はありみ定てせし書を番家手法集三儀一  
統大双紙と号する由世の人著るにありて三儀一統  
と云書より事久しきなり然れは偽也右の氏頼満忠

又憲忠  
と云云

長秀一人の私の著書ありて書は後の人序文を作り  
加てて之家のものか作りありて儀一統と云名を付替へ  
る也亦名ハ當家手法集也此書ハ一統將軍の作を  
承て書くる物と云ふべきなりかの義満の時代は礼  
法の書ハ應仁の大乱に紛失せる由道照墨多しと云  
又南朝記傳と云書ハ義持將軍の御代應永二年小笠  
原長秀今川範忠伊勢貞行の作せる武家の礼法を  
定とあり然れども今川伊勢の家傳ハ此書に  
小笠原の家傳ハ二人の名も時代も又お違へり



三家の人礼式を定むるにその信用一に別よ三保

一統辨と書き委く記し置く也

一諸禮と書き近代いひかへて指南する者あり法礼と  
ハカシの礼あり馬の禮を補立あるも此の礼歌連歌  
の礼書れの礼翰の礼庖丁方の礼鷹の礼茶の礼香の礼  
其外諸道の礼を教ふるに諸礼とも也如古事古言  
事也公家よ公家の礼あり武家よ武家の礼あり諸  
藝よ付てふに道と依て礼あり一人よ諸家諸藝の  
禮に初りつてされども又初りて礼をとりては家よめつら  
ちてすは家よありされども指南と書き事よあ

あす武家ハとて武家の礼をうりをせむべし我う何禮の  
家少くは室町將軍殿中の武家禮を教ふるも此の礼元  
服婚禮等の礼の礼あより外ハ初りて其外の事ハ如  
指南と書き事ハ其に其外の礼ハ各は家よ初り事あり  
我家よハ初り事と初りて人の家の事也我う家  
あり指南と書き事あり

一近代古く大に遠ひる物ハ書れり礼也書やうも文言  
も巻紙封紙とる也此を遠く古法少も用ふれす  
近代の人の風俗大名あは其おどるに書れり小名  
あは其おどるに書法を初りす



禮節もつり也今の世は風俗がぬりつゝありたき只改む  
べきありずの極の礼儀より改むべきは改むべき  
也礼儀は礼儀をいふべし又書れり礼のみも限らず  
今礼儀は礼儀をいふべし

一今世は江戸の流儀者よりふき多し小笠原流と名の  
流儀は指南す也と云ふは小笠原右衛門左衛門貞慶の家  
長小池甚く真直成と云者あり右衛門左衛門貞直を  
て彼流儀を習ひ傳へて才子数多ありて才子の中は  
友と名を馬<sup>ヒサナリ</sup>久也と云者あり久也才子は水嶋傳左衛門元  
也といふ者あり後ト也と号す此

学文シテ和漢ノ古  
書ヲ見タル人ハ偽  
リ事ヲ信用スル事  
ナク水嶋流トドヲ  
信用スル人ニハ皆  
無学文盲ナルガ故  
ナリ

常憲院極の若君徳松極御警置の御祝ありし御白  
髪を堀田對馬守正英<sup>マサヒデ</sup>献上せし御白髪を<sup>トク</sup>調へさせり献上せしを  
ちうの水嶋を命じて御白髪を<sup>トク</sup>調へさせり献上せしを  
たり此事ありしは世上は名高し成り才子をおびて  
しつりし也水嶋は云者小笠原家より出づ事あり  
ありし也水嶋は云者小笠原家より出づ事あり  
乃又才子の面を思ひしを<sup>トク</sup>調へさせり事ありし  
て世は云々ありしは今も小笠原流と名高し者  
たり一極ありしは古実を<sup>トク</sup>調へさせり事ありし  
流ありしは<sup>トク</sup>調へさせり事ありし



ちりてて笑あへり事多し小笠原家より送感  
 あるに今世に多かり多きを諸大名あはれ水  
 嶋信を困るものあり多き物なりし人か物なり  
 ちよする事也ちり抑し事あらずや然る極の事  
 をしぞ人の為にあらずしりるも成り物なりし  
 一あの人水嶋の借書を所持するをある借る一  
 小書書の事奥書あり如左  
 右何くの書古事新事交合初學為門外ツギ之而  
 深令秘ヒ早後學可改予此者也穴賢  
 年号月日  
 水嶋下也元成

奇哉親基日記寛正  
 六年八月十一日石  
 清水八幡官放生會  
 上御所習礼於所  
 有之

右く如く見えたり古事新事交合とあるをゆへに  
 也シウライが名くはくり事成りし多きを記す  
 一習禮シウライ下云ハ志川シウライけ方知習ふ事也古今著聞集建長三年  
橋南哀ト  
云人ノ 卷三公事此部云後多羽院建長三年の事大内此幸  
作也 ありたり白馬アラムマノセナニ節會の習礼存ありし將軍御元服記  
 云御習禮以下每事撰政家二條及被指南申サカ  
 一故實といふ事言語之部ニ記ス  
 一天子の御出キヤウカウを行幸と云院の御出ゴカウを御幸と云院院トハ天子ノ  
以際居ナリ  
 行幸も御幸もすべしみゆきと云將軍此御出を御成と  
 云御成と書らるる室町殿の比りの事此鎌倉の軍



の比、御行ヲシナリと書多し東鑑卷十一建久二年辛庚八月六日壬午御後徒ワタマシ之後有

御行始ヲシナリハジメ之儀云御行を以ありともむ也御行ノ二字テ

御ありき也あつきのきの字を畧してありとも也御

ノ字をおんともむ云云コエのうコエりありとも也

とも也以ありとも詞に付て御成と字を書きとも也

御行と書事小也謙念年中行事小も以行始と書

り謙念年中行事ハ室町殿時代ニ書こゝ書おれとも以行と書うり小字を用り

一物の吟シ撰シあつきの事古事談徳大寺大饗ノダイキヤツ宇治左府令

向給フ之時ニヨハウシメクハタスラ如法令食給コトオハル事畢之後ベツツリ別足クヒヤウ之食様見習

ハントテ人々ムラカリヨリ群寄見ケレツギメ繼目ヨリハ上ヲスコレツケテ切タ

リケルヲカバシマシリタル方ヲ一口令食給クチシメハタリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラル、  
事ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人未リタマフ也其日鷹飼トモアマタ鷹  
ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラスル由ヲス  
ル也鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ股ノ  
ト也能目トハ鳥ノ足ノ骨ノツガヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ肉、  
ヲ取シ付テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカマリタル方ト云云云

宇治左大臣殿乃雉の焼鳥其吟シひやうシを名習シんと

大勢の人々むシぐシりシるシれシのシありシ古代ハ禮式

故実を大事とすむシびシ事シを思シひシやシりシ考シべシ一シ乞シハシ家

乃故実也武家小も物の食給あつきの仕付方あるも太の

類也

一 拍手事ウツテラ 拍手ヲカレハデト云習セリ拍手ウツテラ 神代ヨリ傳り日本上古の

雑記一



禮也人の遠時先ツ多を打を礼と云くその後代ハ拍子  
礼と云く世々行ハ礼也然れ今も神前ニ向テハ多を打  
テ拍子する也是モ我国の古礼あり也神前多ハ多  
を拍川也我拍子の神佛  
の神記見合シ

一 天乃さうほう川と云ふ日本記并伊勢物語等より云  
ふり天と云ふ神の事ハ皆天を云へ云くさうほうも神  
代の礼ありハ天のさうほうと云くさうほう退くも  
さうほうと云く人の前へ進ム時多を拍川と云く  
見るの礼也退く時多も又多を拍テ退く是退出の礼也  
アテノサカテノミアマヲ海人ノ事ト云候アリサカテトハ海波をカキワクル事ト云  
云色ノサウノ邪説あり之用ヘカラス逆手ト云候モ不用之逆手トテウシロ手ニ手ヲ

ウチテ人ヲ呪咀せしむ之ト云ハ伊勢物語の本文ニ合フヤウニ作り  
タル説ナリ是ヒガコトナリ用ヘカラス

一女中衆配膳酌等此時腰巻取扱事武雜記伊勢下總守  
貞久か記也

云女房衆御酒の事腰巻を名にこれハ御成時ハ左多

盃の巻と腰巻を名に流す右ありて左ありて取

り物ありて右あり又女房酌能ありて

酒系ハ肘ハ右あり物ありて取ハ右あり物あり

女中衆能配膳酌等ハ皆立多ありて右ありて左  
物ありハ女腰巻能時取扱ありハ少の者ハ  
右能ありて左能ありて取扱ありて右能あり



りも何り口傳云腰巻はあのかしり背中縫目ヨリ大躰一尺ホト同ヲ糸内カトニか内うと紙を  
こもせぬ振へ糸あつてこり付糸了帯の間とあふたは  
をけくゝと

一左右膝立居之事大和守積奥傳ニ京極宮諸大夫 滋野井殿同説起居ノ時

右ノ膝ヨリ立ハ懐中ノ扇帖紙タ、ウカミヲ不落タメ也左膝ヨ

リ突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ

膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行夏

ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内糸細記云次

向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云

凡拜時先突左膝是為令懐中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方欵



置鳥置鯉ノ事未ニ  
アリ

祝儀ニ部

一祝<sup>イハヒ</sup>ト云ハ神ヲ祭<sup>マツ</sup>ル事也元服婚禮<sup>ハ</sup>外<sup>ノ</sup>祝<sup>ノ</sup>も亦  
 公方極大名<sup>ハ</sup>御成<sup>ノ</sup>の時<sup>ニ</sup>ニ重折<sup>ニ</sup>並鯉<sup>ニ</sup>並鳥<sup>ニ</sup>糺子<sup>ニ</sup>あど  
 祝<sup>ハ</sup>儀<sup>ハ</sup>也然<sup>レ</sup>も今<sup>ハ</sup>只  
 産後<sup>ノ</sup>のかざり物<sup>ヲ</sup>乃<sup>ニ</sup>ゆる<sup>ハ</sup>あやまり也元服御  
 成<sup>ア</sup>ど<sup>ハ</sup>軍神<sup>ヲ</sup>を祭<sup>リ</sup>婚<sup>レ</sup>れ<sup>ハ</sup>伊妹<sup>イメ</sup>諾<sup>ノ</sup>尊<sup>ノ</sup>伊妹<sup>イメ</sup>尊<sup>ノ</sup>  
 を祭<sup>リ</sup>且<sup>ニ</sup>水神<sup>ヲ</sup>を祭<sup>リ</sup>外<sup>ニ</sup>常<sup>ニ</sup>信<sup>ス</sup>る神  
 孫繁昌<sup>ハ</sup>祈<sup>ル</sup>事<sup>ヲ</sup>祝<sup>ス</sup>也神國<sup>ノ</sup>の風也  
 一婚禮<sup>ハ</sup>乃<sup>ハ</sup>行列<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>悪魔<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>ひ<sup>ト</sup>き<sup>ケ</sup>る<sup>事</sup>あり<sup>也</sup>

雜記一

十九



一 げある女の顔カホをむくまひくをくらりカキ髪をむくまひ  
てははゆる事今世よまやる事也定て古例も由まわ  
る事あまひく我家も傳くも京都將軍時代の如実  
又ハ一向ある事也依て不聞く

一 婚禮の時名君の輿ユをうき出まよりしを前より一々  
死人乃輿をうく如くも事今世よまやる之を婚  
禮又ハ悔る事を忌む死人ハ悔るぬ物也これをあ  
やうく悔らぬ為は如くも事今世よまやる之を婚  
嫁れハ人乃大禮也一々子孫繁昌の爲也死人も死人乃  
幸福をうくも事今世よまやる之を婚

ハとも物のよりまよめ君ハ必返さるも也くもくぬハ  
とも君乃ハある事也死人のまをまよりの婚れ  
乃前よむくぬへのおぼくひあうもあうも孝行の  
るあまひく教へてを正虫ニカ和ワは持極はせを悔る  
事ハあうもべくもくぬをあいがくもく嫉妬シツトリンキ各氣つ  
よく舅姑シラトシラトヤへ不孝あう必返さるべく又死人ハ子をうま  
ぬ物也婚禮ハ子をうむ爲也死人ハあやうくもくぬ  
子ならむよある人うす延變エンホリ年中有川アリカハヒラアキ衛家といふ  
者乃名途の時めくもくぬをあうもくぬを  
うきやい由いふもくぬを貞衡サカヒラの益又まよりのめ子



婚礼の三日目の餅  
のつゆ氏物種あふ  
ひびきみみうおよ  
のちちあきあり  
又三ツツトアリ是  
ハ四杯ノシノ家ヲ

死者よいつあしをけうさるるようきつて出やうのふ出あひ  
梅湯はあきくふ受流るふあきくふ也常のめくうさつ  
餅——とさされうる也

一今世上は婚礼の三ツの日の日ムコシウツ餅を川くせをふ  
百八十七は丸めくふおむ——ちちうますといふ物を  
作りてをせよこの餅を入て使は持せやりて途中は  
土あひまぐひは餅を交ふ後——祝のり當世に戸  
あきるをやる也系於將軍時代のな実まはさやうの  
事ふあ——三日の日の餅を川き祝あひある事也餅  
の数はりくうのあ——その餅をくふけは杯ハクもり

居テ三ツツ合テ四ツ  
古ヨリカハラケ四  
杯ニモリタルナリ  
三ツツ合テ四ツ  
也依テ三ツツ合  
也

いざあきのこころいしあみおころこへ傳へる也式二  
神夫婦の道を始めあひ——杯は四杯と云ふ男の傳へ  
まじふ分二杯へ二杯也女の傳へまじふ分二杯へ二杯  
也合つて四杯也式日餅を折オリ入てすめ君の方より二杯  
へもまじふといふ用害記はあきくふ四杯はあま  
く杯へ傳へるハ貞衡の口傳あり

一今時婚禮の座トコサカキ座と名付て夫婦福や入てを  
取う——酒のむは法式ある極まは然せども古はあま  
事あき當世のをやり事也神座より打とけり夫婦酒  
のむのよ法式はあ——ねあき酒あき春のり

婚礼ノ時夫婦盃ト  
リカハシ男ヨリ始  
ルハ酒盃ノ部ニ  
記ス



穢き者あざむ左楯の不行儀あるものをさしよめし人  
あざむせぬ事也

一人の祝儀の付人の氣ようゆる事をつぎ氣ようゆる  
物を食物とせず美子のを付しもの礼也婚礼の猿  
毛の馬よあへんす猿皮のう川が付へんす旧記を  
あむいさむしものを忌む也うらあし一の靴はさあむ  
うすうあむいさあしとものを忌む也衣服よま  
りあのみ食物よせぬ男の礼も切ると云ふを忌也  
小豆ワヅキを用むと云もあけきく黄ニを腹切ハラキの物もせむ  
いむ也と云ふし赤き衣服はえ黄ギ色との字付

る食物をいむ事ハ火をおそく也家カ作サク材サイ木モク子シ檜ヒノの  
木を用い食物をも火を煮る礼よあむむの字付く  
る食物をいむ事おうしきりの極あまむ古よりあら  
いあむいむ事をいむハ禮あり

一曰の膳をいふのせんといふ人めをばよめ人のいひきく物  
乃穀をいふも甲カをいふ細をいむハ死といふものをいふ  
也也死といふ細をいふ馬ウマまむ料理シヨウリを用い魚の死シ骸ガイ  
多に死骸あむる用まむしきりあむむもあむむを  
用い礼の魚鳥の死骸を用あむむの字を忌むむ  
おうしきりあむむも古よりいふあむむをいふ





事をバシツをなれとす也やうみりも移居をいひて  
古法を抄スツひ却カハツる物あらず也

一 婚禮の結納ユイイレのりふいせいの書とすの御儀也是の書  
女を妻より交度といふのをさひ入るおいひいれい  
トゆト五音通すおゆいし書ともさひありて御儀付  
て結納とも書也然も今ハ結納をいひあやとせざる  
云ハあやまり也ゆいあやと云初古をあきさる

一 いせいの書は古の書といふもさひの書也是ハ男と女の書  
とたのゝ聲とこのゝ夫とたのむの御儀あるおとみ  
とる女のゝハ聲より男へ御儀物を送り男よまも聲へ

御儀物を送りあ方よりさるゝとあまこのむ御之也  
古法也今ハ聲より男へ送るづよりまも男より聲へ送り  
物あり今世名法のめくはぬより

梳カシモ梳カシモ同字也旧  
記ニハ多ク梳カシノ字  
用タリ  
又梳カシノ字ヲ用タル  
モアリ是ハアヤマ  
リ也梳カシハクハシノ  
音也別ノ字也

一 梳飯カシイと書はさるゝとんともむ也又梳飯とも書く也是  
ハ正月將軍家ハ大名出仕して御祝の御膳部を献じ  
ちる事也東山及年中行事ハ献梳飯とあり下と  
いせらふらむいとも同し也梳飯ハ鎌倉時代ニ備  
あはれ役を勤る由京都將軍家ハ等持院殿尊氏の代  
より行をねて由鹿苑院殿義満乃以時より親式料信定  
也今もさる毎年正月元日ハ管領二日ハ土岐三日ハ佐々



木 佐々木京極 佐々木六角 隔年七日ハ赤松十五日ハ山名出侍して

役ヲ勤む仕御依ハ寝殿条は寝殿ハ 兼する式

ニ献奉りてその御座日挽飯を献せし人

頂戴せし御座頂戴の御礼として式の進物を献せ

らる式の進物として引 出物也を物と兼て 御酌ハ殿上人勤する御手長テナカ 小糸

役人裏打の表出ヒタレ を勤む時ハ座敷の邊の表

榎ハまつり補也應仁の大乱以後ハ挽飯の以祝終る

ゆハ祝式ハ初りする人少くとも右東山殿年中行

事道照愚草年中恒例記年中諸大名ハ成記貞陸

自筆記宗五条ハ関書豊記抄等の趣を以合て記

ミ

一 挽飯ツグの飯飯の字ハ盤バンの字より挽飯ト書ハ誤あるべし

昔より用ひ奉る事あれハ改ぐる又挽飯ハ正月

のみに限る事ある今世ハ詞ハ料理をふる

まふと云事を古ハ挽飯を役エマケルと云ひ也 古書ニ挽飯ト書タルアリ挽ハ非

也挽ノ字ヲ用ヘシ

一 挽飯の事庭訓往來ト外古書挽字を用タルハ誤也

挽ノ字ハ玉篇ニ鳥管切トアリ音ワシ也挽ノ字ハ玉篇

ニ後官切トアリ音クハシ也挽ト挽同字ニアラス挽ハ挽

ト同用ノ字也古書ニ挽ヲ不用シテ挽を假り用ふる



ハ境ノ字俗字ニ一引を加ヘテ境ト書ク内ウカシテノ不ニ死を書  
ラカ死ノ字を忌ミテ境ノ字を修リ用ルナルハニ字跡  
ノ似テハト押テ修リ用ム故ワニハンをワウハント云ハ  
判官をハウグハント云同例也云云ハムとウ音相  
通セリ也ウウクスツ又  
フムユルウワニハント云云〜ワウハント云類の  
事故名目と云也万事名目と云事あり

一境飯ハ今世俗ニ好ム事也  
家ゲの〜限リス公家ゲもあり左經記卷一寛仁元年

十一月廿一日乙卯候内新中納言被出殿上境飯左大將被漏  
又卷三寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被

モウケ  
儲殿上境飯云云  
境飯ハ食ヲ人ニフルマフナリ正月ノ  
フルマヒ汁ニ限リタルコトニテハナシ

一元服と云ゆ元ハ〜めとよむ服ハきとちとよむお

さねき者成長〜て〜おと茶の衣服を忌ム

元服と云也元服の時加冠カクハンの役理髪ハツの役と云あり

加冠と云ふハ〜人ハツ也亦〜おやの事

也理髪と云童子の髪ハツ先を紙ハツ子包ハツシて髪ハツの先を切ハツ人

也理髪の人髪ハツを〜ヤハツ〜お加冠の人亦〜人ハツを〜

ふせと云也ね〜お財始ハツ〜おゆいハツの亦〜お〜

むと云也加冠の人亦〜名宗字を一字流ハツ〜

將軍家の御名宗字を〜も有元服〜

三代実録云仁和二  
年正月二日壬午大  
政大臣第一之男時  
平於仁壽殿加元服  
于時年十六帝自手  
取冠加其首令主殿  
助從五位下藤原朝  
臣末直理髪云々



時位高き家の子息ハ官位を承けしる官位せぬ人ハ何  
 九何若あざと云おさふ名をや名て何太郎何次高家  
 どくおと茶の名を付也是れ高家一人名と云叔以後世  
 いか高くたけし〜成る比と云く長〜ゆいの高月  
 一松やめり常の高月〜を用也元服以前童子は  
 紳ハ人物の部と云す名念〜ハ一ハハの元服の次高太  
 の高也今の世ゆ〜高子高髪を大子とけし〜のす  
 みをぬらち常元服といハ前髪を物〜ハ月代を  
 ち高か元服あ〜云子近代のあ〜ハ也古高  
 一公家高の元服ハ〜ハ高子高髪を短〜ハめ高ら

永久四年百首元服  
 神祇伯與仲々の歌  
 ちの伊弉のこを免  
 みのマをらうく〜  
 衣のをよひきやう  
 川さん〜をあ〜  
 察を〜くを免〜  
 也又仲実羽目之被  
 ちのちやふの毛  
 とむひの髪はまを  
 でのをよまやあ  
 うぬん又  
 かわいらた〜  
 いのま〜  
 すあ〜  
 ちよ〜  
 元服ノ時脂燭ヲ用  
 ル也源兼昌袂也以  
 土夫木杓ニ見タリ

緒あ〜も〜を〜事元服の書は〜一松今近  
 有来〜眉毛を剃物〜その高眉毛より上の方額ハ  
 際ハ墨をぬ〜丸〜高に眉を付〜高眉〜云  
 但比眉ハ十五六七歳の比す〜也〜高眉ハ  
 やめ〜も〜成長〜也何れも高眉ハ  
 御免を蒙り〜也〜也高眉を〜ハ  
 〜ハの眉毛を〜也比時〜ハの衣也  
 〜高をぬ〜ハ衣を〜也又元服の  
 日族齒ハ〜高を〜也京都將軍家も御  
 元服の法式公家の法を用〜高眉を作り〜



を付ぐれし車公家と同し

一女乃元服を髪を剃るに云也十六の年小女祝ありた  
高く八十の年小由す也髪を剃るに云人の髪剃るに  
也を剃るに切り事と髪を剃るに聲殺るに云也髪剃る  
前あつては云ては云る聲殺るに云る也  
髪剃るに扱おるに云るの第小山後海松一云山橋  
山後ハ山門ト云  
草也雲霜より世  
也  
也小き青め石二揃一具引合の紙一  
帷入と扱出ぬ女子ハ基盤の上より居るれを  
うしく廻り髪を肩に通る山すげ海雲山橋を  
目石をゆひ付くまわすハ  
紙に色付ル揃を云る髪を剃るに云る

きあがぬふちをうもひらと云度とあつては云  
を剃る髪を剃るに云るに云るに云るに云るに云るに  
山すげの下ゆひ付く物を云るに云るに云るに云るに  
髪を剃るに云るに引合の紙を云るに川へ橋も也扱  
おもひよまおのを作る也人の髪を剃るに云るに  
のりあつて髪入る子の祀あり山すげを用るの  
ハ山すげに云るに云るに云るに云るに云るに物也  
それよあやうの髪を剃るに云るに云るに云るに云るに  
まわらうまを物也山すげも海松も水の中  
つやうに云るに云るに云るに云るに云るに髪乃  
か春を云るに云るに云るに云るに云るに為也詩



懐胎産屋規式之  
才曰ふらるるの  
下等氏脚は四の

あまの緑髪翠髪リョクハツスイヘンあまの作イラヒカクの青光アヲヒカクあまの作  
をわむの烟也山橋の雪あまのあまのあまの物  
也青の石のまきまきつる也あまの物あまの上まを  
を髪の色にあまのあまのあまの也川の橋あまの水の  
流らうあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
の神の祀えん会へ其盤の上は三ツのハ髪  
のまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
一ぬらまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
先をあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

石をまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまき

駿川新右衛門尉  
親元が殿中日  
紀寛正六年十一  
月十日ノ条ニ相  
君様一兩日中可  
有御髪並御祝云  
右東山殿ノ御代  
也  
髪置ノ一ヲ生髪  
氏云東鑑ニ見エ  
タリ〇セイハツ  
トヨム也

がまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
のまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき  
祝あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
事祝あまの男女同  
一髪置あまの祝あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
相山あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
打札あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの  
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの



小児之のこゝろ也

一 かりえ服之事うらぐんあゝゝゝ六男子十一歳より刀を

さし始むるを 祝言之 刀とあり 刀あり

一 男子が五軍 永享八年十一月廿五日義勝公御殿並

次方之内御く 並乃以務御而棟川に集るゝ浮

織物の二ツ出服を召す 以後御前張の御大口細長地

白唐織物御故 真業祝之ハシメテ 其の供御は御向乃以後御並

密大口をめす 市地白き物 御所稱以腰結集るゝ 若君御殿

三歳より髪並の祝言分ちやうらんをさせし下り

侍上下をささるゝ スワウキ下下四色ヲ云 又肩衣袴をさす男ハ此時袴をさ

文明十二年十二月廿一日今日三歳又生有髪置祝着成履

そのめ 祝言之 三歳に髪並の意さうハ白ちやうらんは髪並

髪のも皮もさち髪なり 家貴 以後ハ白きぬは赤き髪にも

付ハハ次ハらもさしやうゝあどと松竹露

龜を給さうさうあきつゆのめ付 女房故 比等乃文

を以て考すを三奉の村髪並並は袴並をさし

より貞久記云袴並乃多分五の時さうささせし

はうぬうさぬらもん松竹露龜を付し又ハ家の

紋をも付し

帯あけの祝を今ハ帯さきの祝と云ふ小児を去

方又向をせし付し帯あき小袖をめしせ帯あけ

袴並の村並湯ちやうらんすあふの時ハさうぬ汁茶さすハ之廣ふとすく

伊勢守貞孝相傳條々云帯あけハ祝何き式之献あへん又帯あけハ歳より上下並ハ男子ありハハ



ろわむわあーま  
帯ハ海のこりの付  
たる帯を祝言  
以て

帯ハ海も也廣ふり又小袖帯をきくへ出ためさす也  
帯ある式あり小児あの子に祝也男女同  
大草取わけ書  
帯虫の祝アリ

いり返きの時同  
いりあつてす  
四ハ元服の時  
あり初  
貞之記よりあまの  
りあふ八五の時  
うぬささやん  
はうこさぬは故  
竹蔭帯を付り  
り又云家の故を  
付り  
水左記保二年八  
月十六日今日東宮  
御着袴時三歳  
玉藻系久二年十一  
月五日此日皇太子  
御着袴二歳

一 ちう海も小児セのこー也小きあふを廣ふり  
きくへ指系一 小児を吉方に向をせりてちう海汁  
をきくめさす也はり海汁をきくへおさあき人  
ある海上をハ界も也是もあめのまをめ也大名  
あどの子息もく久長福あどをめさす也  
時も下がり也是ハ男子汁也  
一 男子袴忌の事之歳奉式也きくへ平人のうり

子依て五歳七歳もせりて初へ  
一 女のちう海も平人あふあー大名あどの小見女あ  
あり紅クレナイのはうぬを始てめさす也紅の袴ハ紅乃長  
袴也内裏上臈あどのめす袴也地ハ精好セイコウあり是も  
小児を吉方に向をせりてめさす也袴ハ廣ふり  
きくへ出也是も小児セのこー也 女のちう海のみ  
装束の部ハ今も公家  
も女子袴忌たへ

一 女ハ九のこーありてちう海を付る是も祝言あり  
おさあき女房ういあやこー吉方又向をせりて  
袂カ漿シ付るめさすへー男ハ元服以後ち福を付



也男の祝あり一家の佳例なり祝ありありあり

男のうもけりあり  
又物の部はあり



貞文雜記卷之一上



